

必読

医薬品・医療機器・医薬部外品・再生医療等製品の 製造販売業許可を取得された皆様へ

厚生労働省では、「**薬事工業生産動態統計調査**」を毎月実施しております。
製造販売業者を対象とした基幹統計であり、統計法で報告が義務づけられています。
下記の手順に従い、ご報告いただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

初期登録及びオンライン調査票報告の際に、お使いいただくIDです。

「政府統計オンライン調査総合窓口」での作業

初回のみ

毎月必須

「調査対象者ID」取得

- 製造販売業許可取得後、**厚生労働省医政局経済課調査統計係**にご連絡ください。
- 厚生労働省から調査対象者IDと初期登録の手順に関する書類を郵送又はメールにてご提供します。

初期登録

- 初期登録とは、オンライン報告を行うために事前に必要となる作業です。
- 手順は以下のとおりです。
 - ① ログイン
 - ② パスワード設定
 - ③ メールアドレス登録

オンライン調査票報告

- 実績なしでも製造販売業許可を持っている限り、**毎月報告が必要**です。
- 手順は以下のとおりです。
 - ① ログイン
 - ② 調査票ダウンロード
 - ③ 調査票記入
 - ④ 調査票送信

製造販売業許可の廃止、休止又は変更の場合も、厚生労働省まで連絡してください。

【連絡先】

厚生労働省医政局経済課調査統計係
TEL:03-5253-1111 (内2532、4119)

【薬事工業生産動態統計調査について】<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1.html>
【政府統計オンライン調査総合窓口】<https://www.e-survey.go.jp/>